

浜松市災害対策本部体制（地震災害警戒本部）編成図の変更について

1 経緯

昨年度実施したBCP更新作業の一環として、災害11部に対してヒアリングを行った。その中で、都市復興部に編成されている企画課の応急業務は他都市からの応援職員等の受入れ調整が主となるため、受援計画を所管する総括部付けとすることが適当ではないかとの提案を受けた。

企画課を総括部に編入する場合、都市復興部の構成課が都市整備部のみとなる。また、企画調整部長も総括部付けとなるため、都市復興部の責任者が不在になってしまう。そこで、都市整備部長が責任者となっている建物判定・仮設部と都市復興部を統合し、都市整備部長が災害時においても都市整備部全体の指揮を執ることで、責任者不在の解消と平常時に近い体制となることによる効率的な使命の推進が期待できる。

以上のことから本年度災害対策本部体制の見直しを行った。

2 主な変更点

- ・企画課を総括部へ編入（受援業務）。
- ・都市復興部と建物判定・仮設部の統合

企画課の移動に伴い都市復興部の責任者（現在は企画調整部長）が不在になる。都市復興部の構成課が企画課以外はすべて都市整備部であることから、都市整備部長が責任者となっている建物判定・仮設部と統合する（部名は都市復興部）。

- ・学校管理部の設置

学校関係の部局については、現状災害支援部付けとなっているが、災害時には教育現場の再開を第一に対応していくことが使命であるため、支援部の中ではその役割を發揮することが困難と考えられる。その役割を明確化させ、使命となる応急業務に専念させるために学校管理部を新たに立ち上げ、災害11部として組み込む。

- ・注釈に復興本部の立ち上げ時期についての記載を追加。

3 運用時期

令和3年4月1日